

赤ちゃんのきこえの検査

江津市新生児聴覚検査費用
一部助成のご案内



生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長はみんなの願いです。

しかし、生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1~2人は生まれつき聞こえにくさがあるとされています。

その場合、早く発見して適切な援助をしてあげることが、赤ちゃんのことばと心の成長において大切です。

聞こえにくさは目に見えないため気づかれにくいものですが、早期に発見するためにも、赤ちゃんが生まれた時に耳のきこえの検査(新生児聴覚検査)を受けることをお勧めします。

対象者

聴覚検査実施日に江津市に住所を有する新生児の保護者

助成金額

上限 3,000 円

対象となる検査

脳性脳幹反応検査 (AABR)
耳音響放射検査 (OAE) 等

助成回数

新生児1人につき1回

助成方法

下記①②のいずれか1つ

①母子手帳別冊の
新生児聴覚検査費助成券
を使用します。

① 済生会、浜田医療センターで検査を受ける場合

母子別冊の新生児聴覚検査費助成券を医療機関に提出します。

助成上限額(3,000円)を除いた自己負担額を医療機関に支払ってください。

※この場合、子育て支援課窓口での手続きは不要です。

② ①以外の医療機関で検査を受ける場合

全額自己負担で医療機関に支払ったのち、江津市役所子育て支援課で助成の申請を行ってください。申請期限は検査実施日から6か月以内です。

<申請に必要なもの>

- ・ 江津市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書
- ・ 医療機関が発行した聴覚検査費に係る領収書および明細書
- ・ 聴覚検査の実施が証明できるもの
- ・ 母子健康手帳
- ・ 口座振替申出書(申請時に、申請者名義の通帳など口座の分かるものを確認します。)

申請書は江津市子育て支援課で受け取るか、江津市ホームページからダウンロードすることもできます。

【問合せ先】 江津市役所子育て支援課 0855-52-7487

Q&A



1 新生児聴覚検査はどうやって受けるの？

生後3～5日目に、赤ちゃんがぐっすり眠っているときに、小さな音を聞かせて、その際の反応波形を判定します。痛みや副作用もなく、安全に行うことができます。

2 検査の結果が「要再検査」だったときは？

専門の耳鼻咽喉科（精密検査実施医療機関）でさらに詳しい聴力検査を受けて頂くことが必要です。「要再検査」であった場合でも、必ず耳のきこえが悪いとは限りません。精密検査の結果、耳の聞こえに障害があることが分かった場合、早くから適切な援助を受けることにより、お子さんの言葉やコミュニケーションの十分な発達を促すことができます。

島根県内の精密検査実施医療機関

浜田医療センター(0855-25-0505)

西部島根医療福祉センター(0855-52-2442)

益田赤十字病院 (0856-22-1480)

島根県立中央病院 (0853-30-6500)

島根大学医学部附属病院 (0853-20-2061)

松江赤十字病院 (0852-32-7813)

松江市立病院 (0852-60-8000)

検査の結果が要再検査だった場合、必ず精密検査を行う専門の医療機関で詳しい聴力検査を受けましょう。

地域の相談窓口

お子さんの「きこえ」や言葉の発達のことでも心配なことがありましたら、下記にご相談ください。

■江津市役所子育て支援課

江津市江津町 1016-4

電話 0855-52-7487(直通)

■島根県立浜田ろう学校 教育相談室 STEP

浜田市国分町 342-2

電話 0855-28-0146